

小平市一般廃棄物処理基本計画

～（仮）足るを知り 「もったいない」が 根付くまち～
骨子案

平成25年（2013年）7月

小 平 市

注)

本案は、平成34年度の目標年度に向けて、現時点で想定できる今後の状況を踏まえ、大きな減量効果を見込める施策を実施することとして、作成しています。

第1編 計画の位置づけ

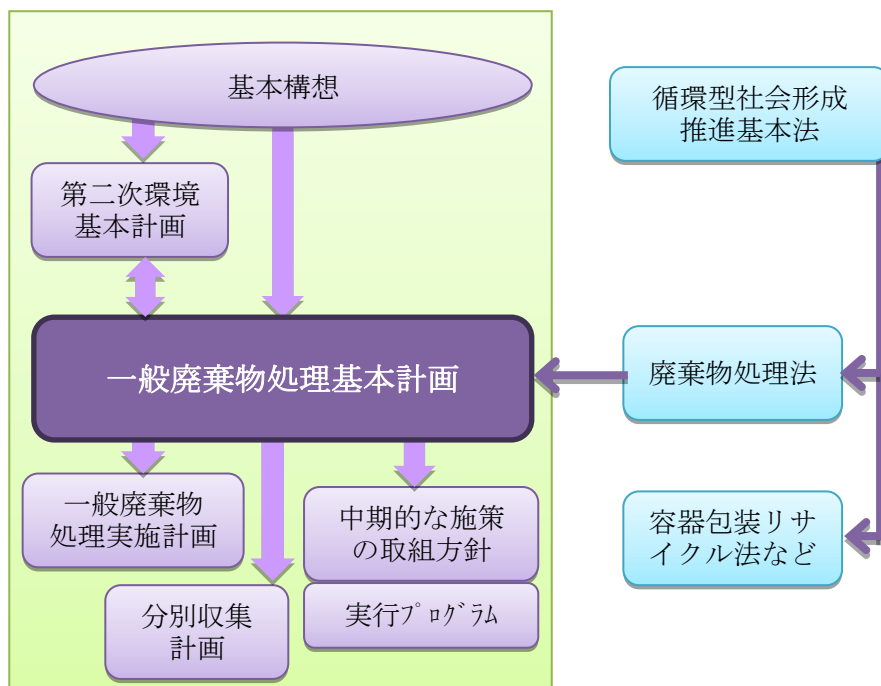
1 本計画策定の背景

- 前計画(「小平市ごみ処理基本計画」)は、本市における廃棄物の減量と処理に係る事業の根幹となるものとして、平成15年度(2003年度)から平成24年度(2012年度)までを計画期間として策定し、平成19年度(2007年度)に中間改訂を行った。その後、平成24年度(2012年度)に、計画期間を1年間延伸し、平成25年度(2013年度)までとした。
- 本計画は、今後の循環型社会の確立を目指した総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するため、前計画の見直しを行い、その基本方針等を定めるものである。
- また、本計画においては、ごみ及び資源物(以下「廃棄物」という。)のほか、生活排水(汲み取り式便所のし尿等をいい、下水として処理される物を除く。)に係る今後の処理等について、あわせて定める。

2 本計画の位置づけ

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第6条第1項に基づく「一般廃棄物処理基本計画」である。
- 「小平市第三次長期総合計画 基本構想」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「小平市第二次環境基本計画」を踏まえつつ、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定める。
- 本計画は、当市のごみ処理基本計画としては第三次計画となる。

本計画の位置づけ



3 計画の基本事項

(1) 計画対象期間及び目標年度

- 平成26年度(2014年度)から平成34年度(2022年度)までを計画期間とし、目標年度を平成34年度(2022年度)とする。

(2) 計画の定期見直し

- 平成29年度(2017年度)を中間目標年度として、計画の定期見直しを行う。
- また、計画の前提となる条件に大幅な変動が生じたときには、適宜見直しを行う。

計画年度



(3) 計画対象地域

- 小平市域

(4) 計画対象主体

- 小平市民、小平市内の事業所及び小平市

(5) 計画対象廃棄物

- 小平市内で発生する一般廃棄物

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 現状

1 小平市の現況

① 人口及び世帯数

- 小平市の人口及び世帯数(外国人登録者数を含む。)は以下のとおり推移している。

	人口	世帯数
平成14年度(2002年度)	178,179	77,799
平成19年度(2007年度)	182,293	82,776
平成24年度(2012年度)	185,320	85,224

注)各年度末(3月31日)現在。外国人登録者数を含む。

② 事業所数及び従業員数

- 平成3年(1991年)から平成21年(2009年)までの過去5回の事業所・企業統計調査及び経済センサス基礎調査の結果によると、以下のとおり推移している。

	事業所数	従業員数
平成3年(1991年)	5,675	57,416
平成8年(1996年)	5,716	58,625
平成13年(2001年)	5,214	56,540
平成18年(2006年)	4,814	55,154
平成21年(2009年)	4,983	59,746

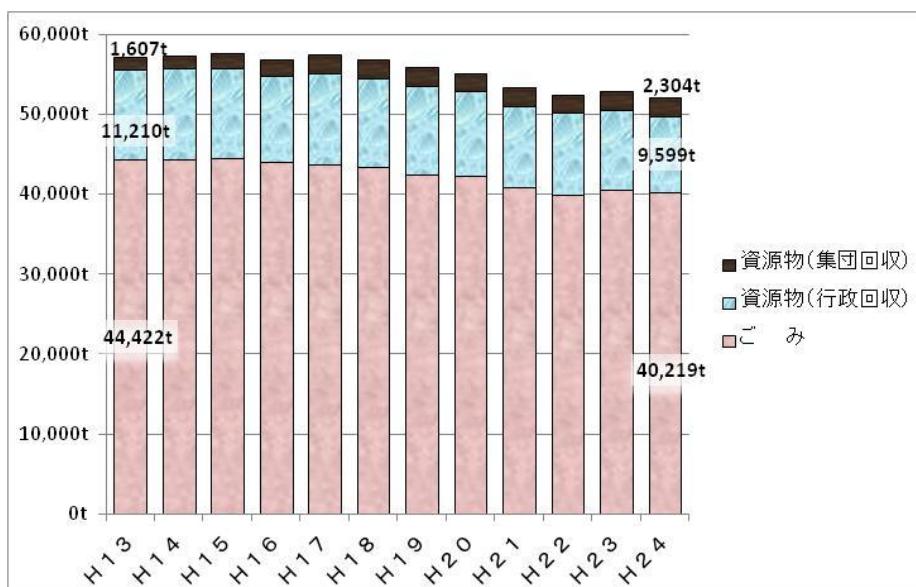
2 廃棄物量等の推移と現況

(1) 廃棄物量等の推移

① 廃棄物量の推移

➤ 前回の計画改定以降、廃棄物量については、概ね順調に減量を続けている。

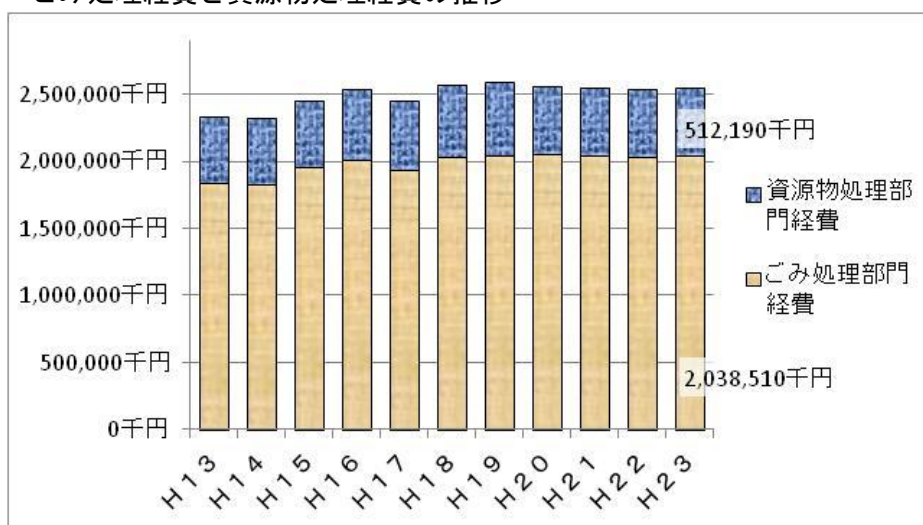
ごみ・資源物量の推移



② 経費の推移

➤ 廃棄物の処理に要する経費は、東京たま広域資源循環組合でのエコセメント化事業の実施（平成18年(2006年)7月より施設稼働）に関連した経費の増があったほかは、概ね大きな増減はなく推移している。

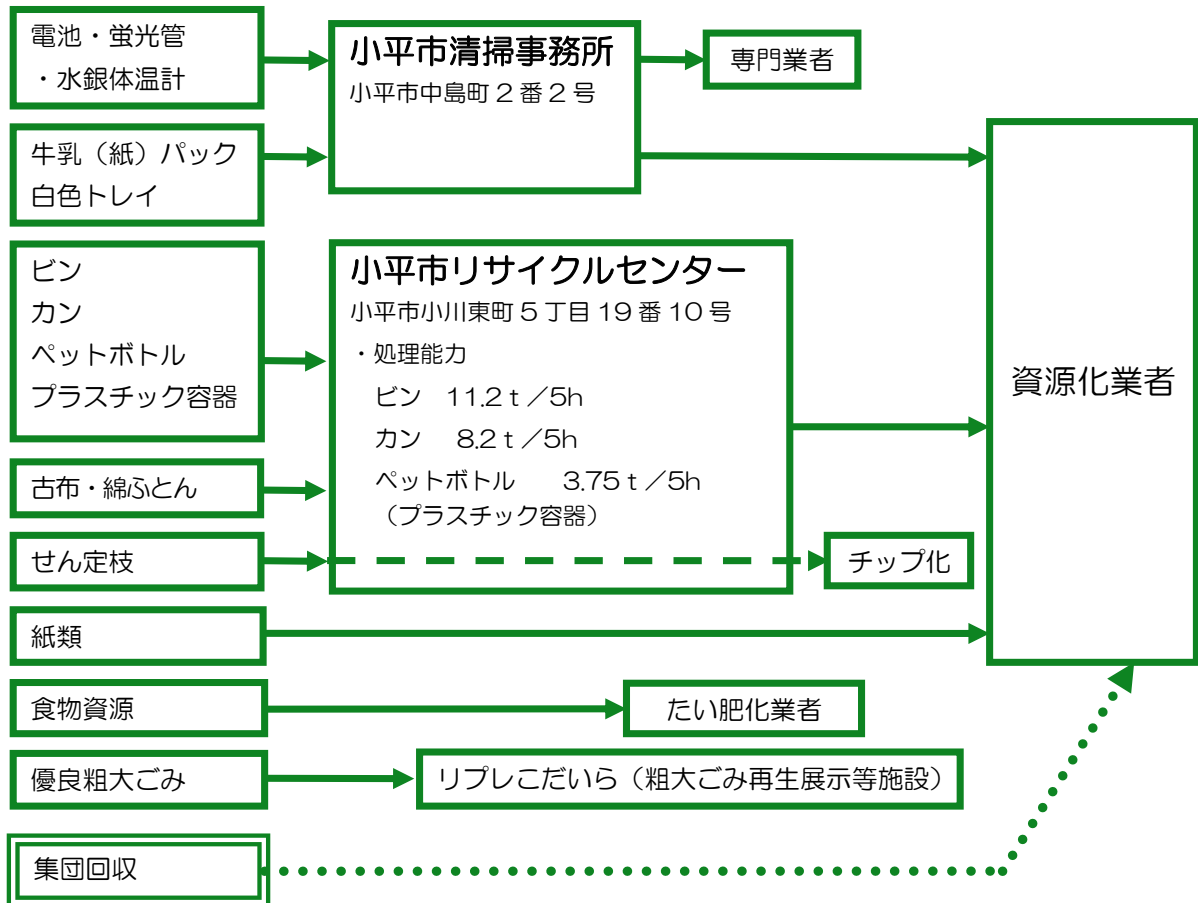
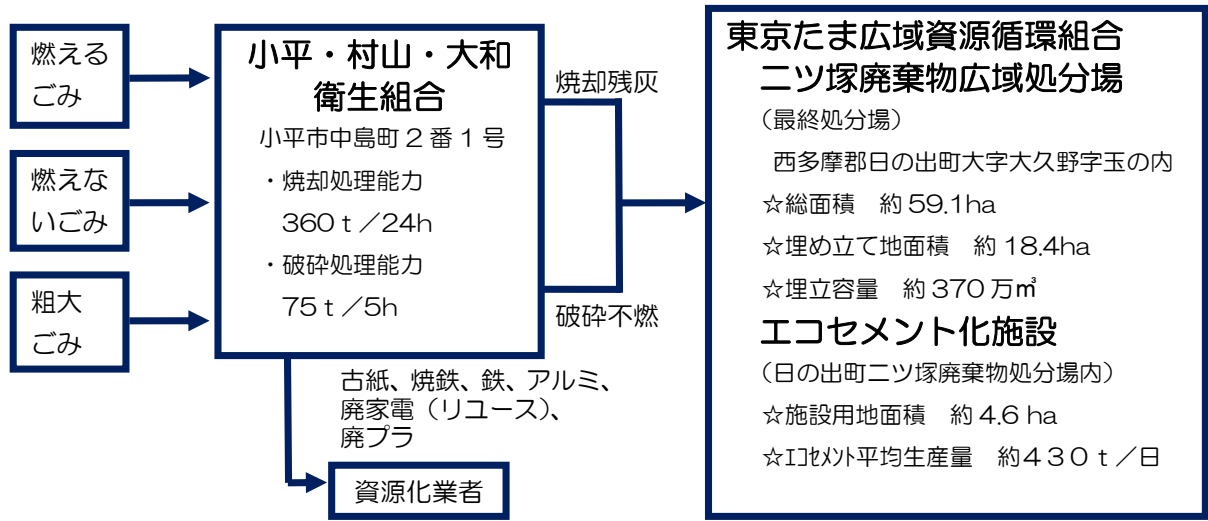
ごみ処理経費と資源物処理経費の推移



注) 経費には、職員人件費及び減価償却費を含む。

(2) 現状の廃棄物処理フロー

- 平成25年(2013年)現在、廃棄物の処理は以下のとおり行っている。



3 現状の評価と今後に向けた課題

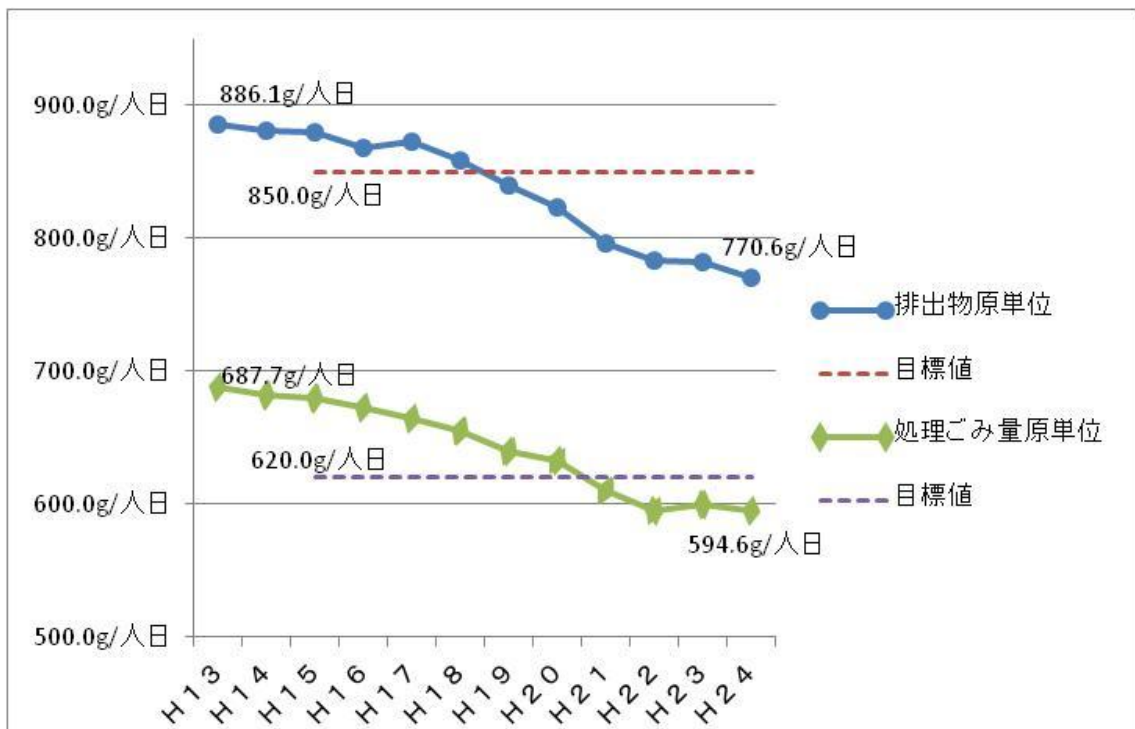
(1) 現状の評価

- 前計画で設定した数値目標については、以下のとおり、2つが未達成であるものの、主要な目標としている排出物原単位を含む5つを達成している。
- こうした結果については、概ね良好な結果であったと評価できる。

	計画目標値	平成13年度 (2001年度)	平成19年度 (2007年度) -中間目標年度-	平成24年度 (2012年度)	達成状況
排出物原単位	850.0g/人日	881.5g/人日	840.5g/人日	770.6g/人日	達成
処理ごみ量原単位	620.0g/人日	682.1g/人日	639.0g/人日	594.6g/人日	達成
収集ごみ量原単位	550.0g/人日	603.8g/人日	564.2g/人日	532.5g/人日	達成
持込ごみ量	H15～:5,000t/年 H20～:4,900t/年	5,095t/年	4,973t/年	4,203t/年	達成
資源物混入率	10%以下	可燃 16.3% 不燃 19.7%	-	可燃 12.8%(注) 不燃 26.0%(注)	未達成
収集時リサイクル率	30.0%	22.6%	24.0%	22.8%	未達成
最終処分量	H15～:5,500t/年 H20～:5,200t/年	6,061t/年	5,281t/年	4,885t/年	達成

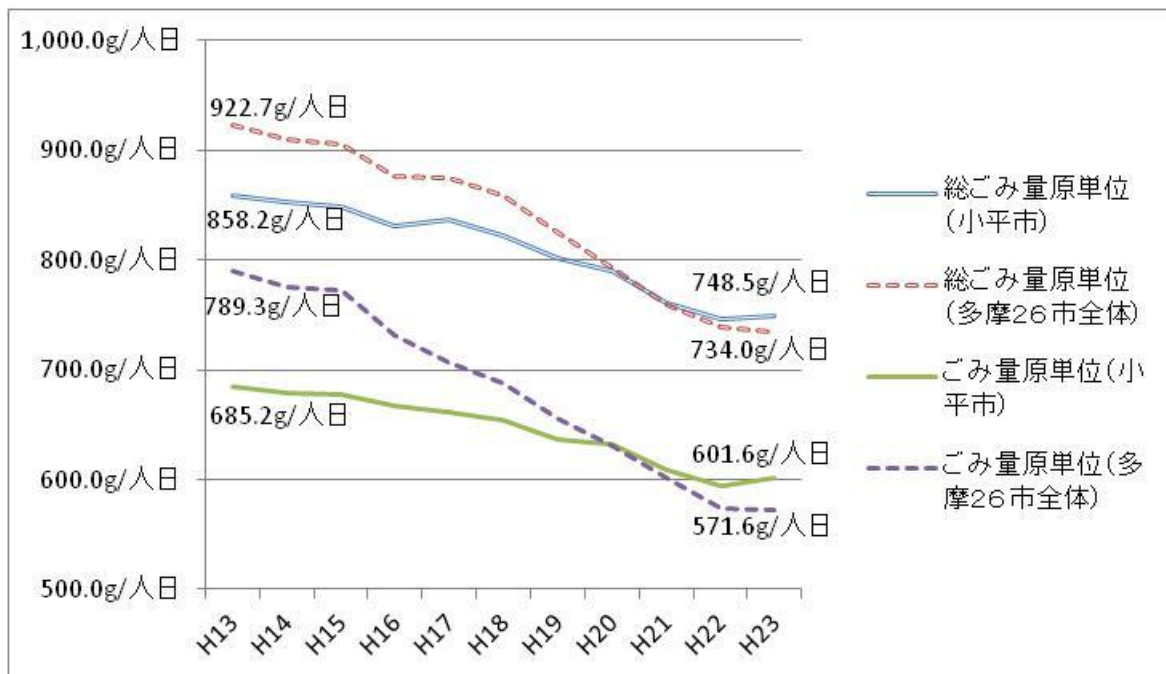
注) 平成25年5月調査

排出物原単位と処理ごみ量原単位の推移



- ▶ 一方、廃棄物(「総ごみ」)とごみの減量化は、多摩地域全体としてもその傾向が見られ、その減量化傾向は、当市の傾向よりも顕著であり、従前は多摩地域の平均を大きく下回っていた実績も、現在では平均を超えている状況である。

小平市と多摩26市全体の総ごみ量とごみ量の推移比較



注1) データは、多摩地域ごみ実態調査(公益財団法人 東京市町村自治調査会)による。

注2) 総ごみ量とは、ごみと資源物の合計である。ただし、集団回収分は除く。

注3) 総ごみ量及びごみ量ともに、本市ごみ処理基本計画で数値目標としている「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」とは算出方法が異なるため、数値は一致しない。

(2) 今後に向けた課題

- ▶ 今後の当市における廃棄物減量と処理に係る課題として、従前からの課題と合わせて、本計画の策定に当たって実施した実態調査(市民アンケート調査及びごみ組成分析調査)から見受けられたものとして、以下のように挙げられる。

① 満足度

- ▶ 市民アンケート調査における小平市のごみの減量や処理に関する4つの設問について、「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定した。
- ▶ 「ごみ収集」と「住んでいる地域の清潔さ」については「満足している」「どちらかといえば満足している」が大半を占め、評価点はそれぞれ4.30点、4.04点である。
「ごみの減量や処理への小平市への取り組み」については評価点が3.96点であるが、「わからない」が272票と最も多い。「ごみの減量や処理の情報公開・提供」については評価点が3.83点と最も低く、「わからない」が235票と多く、情報公開・提供について検討する必要がある。

アンケート調査による市民満足度

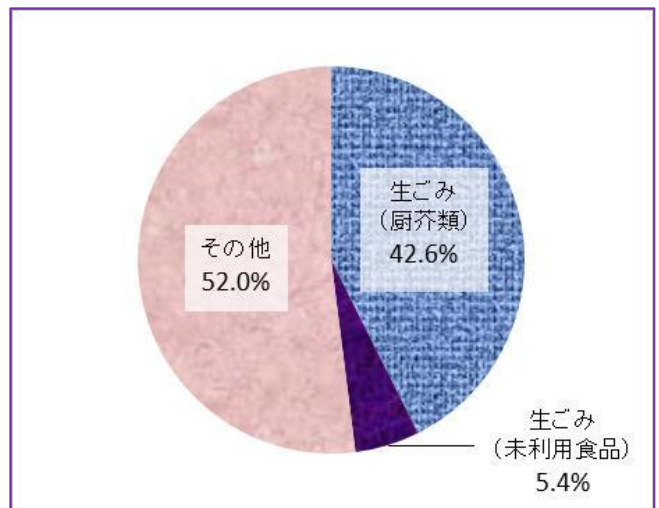
項目	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満がある	不満がある	わからない	無回答	評価点
ごみの収集	518	437	57	31	20	7	4.30
ごみの減量や処理の情報公開・提供	218	437	127	35	235	18	3.83
ごみの減量や処理への小平市の取り組み	250	406	94	32	272	16	3.96
住んでいる地域の清潔さ	385	506	101	48	21	9	4.04

※評価点は「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定した。

② 生ごみ・未利用食品

- 組成分析調査の結果、燃えるごみには、未利用食品が5.4%含まれている。
- ごみとして出されている未利用食品は年間約1,600tと推計される。ごみ減量のみならず、カロリーベースの食品自給率が39%(平成23年度(2011年度))と低い我が国の状況や、食を通じた環境教育からの視点からも、未利用食品を減らすような普及啓発活動を検討する必要がある。
- 生ごみは品目別で最も排出量が多いことから、自家処理の促進や水切りなどにより減量をはかる必要がある。

燃えるごみの組成割合



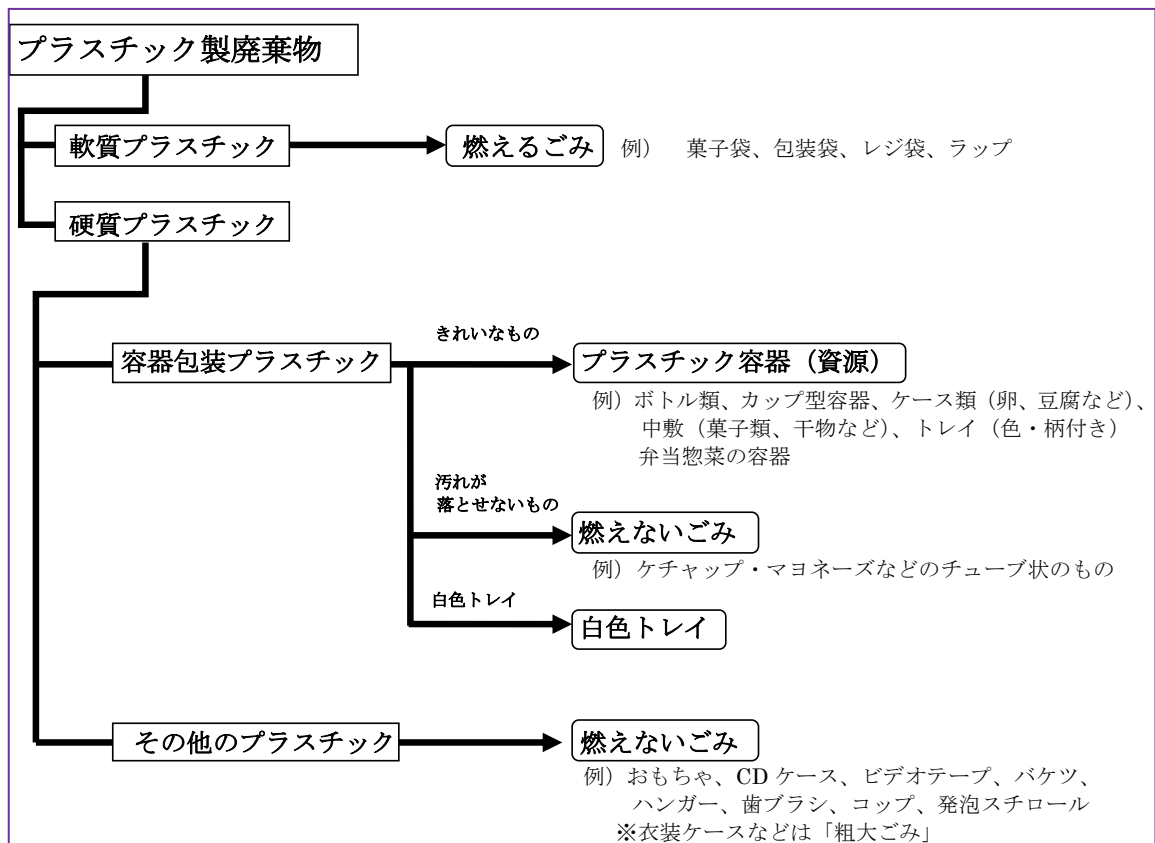
燃えるごみに含まれていた未利用食品(一部)



③ プラスチック容器の分別

- ▶ 市民アンケート調査では、現在のプラスチック容器の分別収集への協力については、『資源物として分別して出している』（79.3%）が最も多く、次いで『燃えるごみや燃えないごみとして出している』（19.3%）である。
- ▶ 現在のプラスチック容器の分別収集の感想については、『リサイクルできるものとできないものの判断に迷う』（52.3%）が最も多く、次いで『特に問題はない』（39.2%）である。
- ▶ 組成分析調査の結果からは、7割以上がごみとして捨てられているものと推計できることから、資源収集に協力する意識はあるものの、実態としては分別しきれていないものと考えられる。
- ▶ 市民アンケート調査では、すべてのプラスチック容器の分別収集については、『現状の「プラスチック容器」の分別収集で十分である』（45.7%）が最も多く、次いで『やわかいものを含めたプラスチック容器を分別収集すべきである』（24.3%）である。
- ▶ 一般的に、アンケート調査の回答者は環境問題に対する意識が高く、リサイクル品目を増やすという選択肢に対しては賛成者が多い。にもかかわらず、現状で十分であるという回答が多数を占めたのは、現状のプラスチック容器の分別区分が煩雑であることの反映であると考えられる。
- ▶ その他、組成分析調査からは、燃えないごみに含まれている軟質プラスチックは年間約300tと推計されることから、燃やすごみとして排出するよう普及啓発が必要である。

現状の分別



④ 戸別収集

- ▶ ごみの戸別収集については、収集経費の増加や、収集車両が排出する排気ガスの増加といったデメリットがある一方、市民一人ひとりに自分が出すごみに責任を持ってもらえるようになること、持ち出しの負担が減るため市民サービスが向上すること、道路上の集積所がなくなることでのまちの美観が向上することなどのメリットが考えられる。
- ▶ 市民アンケート調査では、賛成が27.5%、反対が24.5%、どちらともいえない・よくわからないが42.5%である。

⑤ 家庭ごみの有料化

- ▶ 家庭ごみの有料化については、ごみの問題に対して排出する市民一人ひとりに関心を持ってもらうことなどにより、ごみを減量する効果が期待される。
- ▶ 市民アンケート調査では、賛成が16.8%、反対が45.6%、どちらともいえない・よくわからないが29.3%である。
- ▶ 家庭ごみの有料化を検討する際は、資源化品目の拡大等の一定の条件を整えるほか、不法投棄等のデメリットを少なくする方策や、有料化によって環境負荷の削減やごみ減量など、市民にどのようなメリットがあるのかを明らかにして、費用負担に係る市民の理解を得る必要がある。

⑥ 施設の老朽化への対策

- ▶ 今後の計画期間内では、小平・村山・大和衛生組合の各施設の老朽化に伴う更新が大きな課題となるほか、3市共同資源物処理施設の着実な整備と、小平市リサイクルセンターの老朽化等にも伴い、3市共同資源物処理施設で取り扱わない資源化品目を中間処理するための施設整備が必要である。

ごみ中間処理施設

- ▶ 小平市のごみの中間処理は小平・村山・大和衛生組合で行っている。
- ▶ ごみ焼却施設については、4・5号ごみ焼却施設は30年弱、3号ごみ焼却施設は40年弱が経過している。部分更新事業など、改造及び補修工事により、平成33年(2021年)まで稼働予定である。
- ▶ 粗大ごみ処理施設(破砕選別施設)は、老朽化とともに、システムの旧式化により現在のごみ質に適さなくなっているなどの問題が生じている。

名称	小平・村山・大和衛生組合	
所在地	小平市中島町2番1号	
電話番号	(042)341-4345	
敷地面積	約16,700㎡ (組合所有 約10,200㎡、小平市借地 約6,500㎡)	
施設概要 (主なもの)	粗大ごみ処理施設 (破碎選別施設)	昭和50年10月竣工 75t/5h 平成10年3月選別装置改造
	焼却施設(3号炉)	昭和50年3月竣工 150t/24h 平成2年11月 大規模改造 平成15年3月バグフィルター設置
	焼却施設 (4・5号炉)	昭和61年11月竣工 平成15年3月バグフィルター設置 105t/24h×2炉
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
沿革	昭和35年(1960年)	当時の小平町が現在の場所をごみ処理施設に都市計画決定し、焼却場を建設
	昭和40年(1965年) 2月1日	3市による一部事務組合を設立、共同処理事業に移行。小平市施設を引継ぎ処理
	昭和46年(1971年)以降	2号炉等、人口急増、ごみ増等に対し施設拡充

リサイクル施設

- 資源物の中間処理は、市のリサイクルセンターにおいて、ビン、カン、ペットボトル及びプラスチック容器の選別、圧縮等を行っている。
- 平成14年度(2002年度)からのプラスチック容器の全市分別収集に当たってはペットボトル再資源化施設の余力にて対応するものとし、処理ラインの増設は行っていない。
- プラスチック容器の処理量は、年々増加の傾向にあり、リサイクルセンターの処理能力はすでに限界に達しており、現状の分別を変更する場合等は、処理ルート確保が課題となる。

施設名称	小平市リサイクルセンター
住所	小平市小川東町5丁目19番10号
用途地域	準工業地域
主要用途	工場
敷地面積	11,447.00 m ²

	ビン・カン 選別等施設	ペットボトル 再資源化施設	粗大ごみ展示・ 販売施設 「リプレこだいら」	古布等積替所
構造・規模	鉄骨造2階建	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造	重量鉄骨造
処理能力	ビン 11.2トン/5h カン 8.2トン/5h	ペットボトル 3.75トン/5h	—	—
建設費	約2億5,103万円	約1億667万円	展示場 約2,666万円 作業場 約577万円	約514万円
建設年度	平成5年度 (1993年度)	平成8年度 (1996年度)	展示場 平成8年度 (1996年度) 作業場 平成12年度 (2000年度)	平成8年度 (1996年度)

第2章 計画理念・目標

1 基本理念

(仮)～足るを知り 「もったいない」が 根付くまち～

———基本理念の解説と考え方を記述します———

2 施策の基本方針

(1) 廃棄物の発生抑制 (Reduce)

- 廃棄物の発生抑制とは、ごみはもちろん資源物も含めた総量の抑制、すなわち廃棄物の発生そのものの抑制である。例えば、事業者はなるべく長く使える物を生産、販売し、市民もこのような物を進んで選択し、容易に廃棄物となる物を生活に持ち込まないなど、社会スタイルの変革を促し、廃棄物の発生を抑制することである。
- 小平市においても、循環型社会の形成のための第一の方策として、廃棄物の発生抑制を位置付け、取り組みを促進する。

(2) 再使用の促進 (Reuse)

- 循環型社会形成のための第二の方策として、物がいったん不用になってしまったとしても、他の市民や事業者への譲渡、交換や、他の目的で再度利用するなど、物が「再使用」されることを促進する。

(3) 再生利用の推進 (Recycle)

- 不用となり、再使用することが難しい物についても、そのままごみとして処分するのではなく、原材料として再生し、利用されることが、天然資源の消費の抑制につながるものであり、再生利用の推進は依然として重要である。
- 循環型社会の形成のための第三の方策として、再生利用を推進する。

(4) 適正処理の維持・向上

- 循環型社会の形成のためには、物をごみとしないことが優先されるが、いったんごみとして発生したものについては適正な処理がされなければならない。
- ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分といった、市民の生活と事業者の活動にとって必要不可欠である安全かつ安定した廃棄物処理の体制を維持するとともに、環境への配慮を優先しつつ、質の高い廃棄物処理を目指す。

3 数値目標と指標

- 前計画の7つの目標値については、重点が明確となるよう、うち2つ「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」を承継する。
- その他の前計画の5つの目標値については、以後の計画の進捗状況管理の指標とする。
- 「温室効果ガス排出量」「市民満足度」を新たな指標として加える。
- 以下の数式に使用する記号は次の通りである。

A 「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」収集量	D 市が関与する拠点回収
B 「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」持込量	E 集団回収量
C 資源物収集量及び持込量	

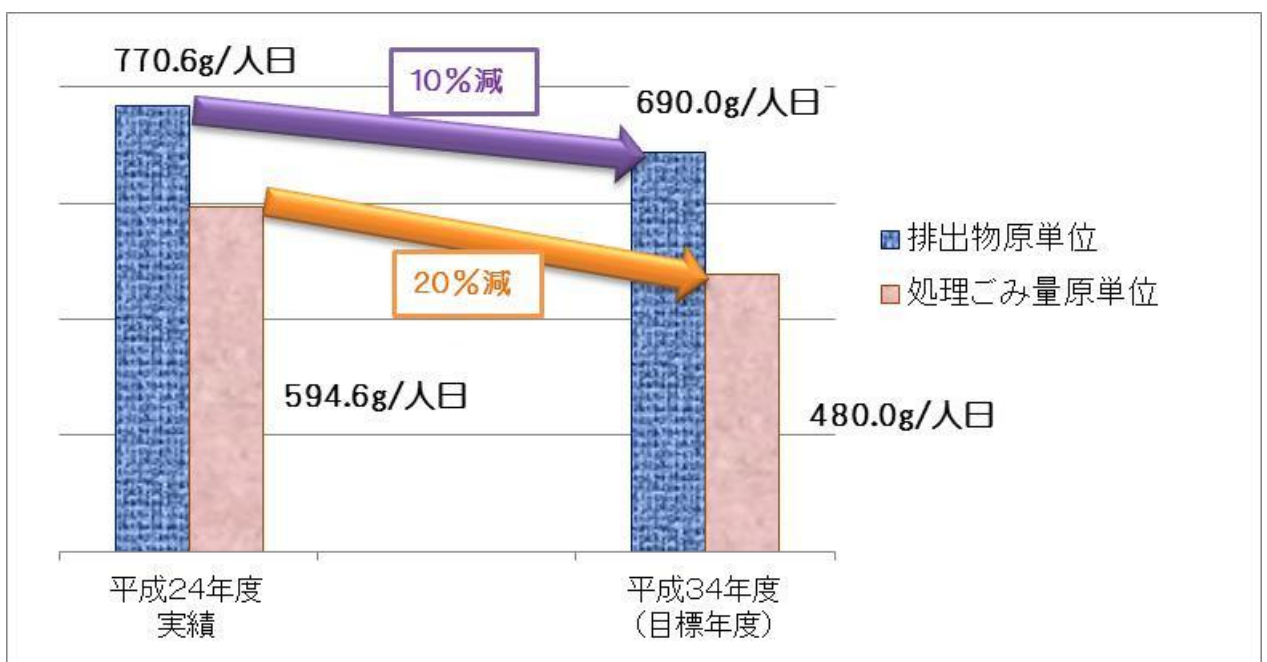
(1) 数値目標（目標値を設定する指標）

① 市民一人1日あたりごみ・資源物総量(排出物原単位)

- ごみ・資源物ともに発生抑制を図ることなどにより、平成24年度(2013年度)実績から概ね10%減量するものとして、最終年度における目標値を690g/人日とする。
- $\text{排出物原単位(g/人日)} = (A+B+C+D+E) \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$

② 市民一人1日あたりごみ量(処理ごみ量原単位)

- ごみの発生抑制とともに資源化品目の拡大と分別の徹底を図り、平成24年度(2013年度)実績から概ね20%減量するものとして、最終年度における目標値を480g/人日とする。
- $\text{処理ごみ量原単位(g/人日)} = (A+B) \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$



(2) 毎年度モニター指標（目標値を設定しないが毎年モニターする指標）

① 収集ごみ量原単位

➤ 収集ごみ量原単位(g/人日) $=A \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$

② 持込ごみ量

➤ 持込ごみ量(t/年) $=B$

③ 収集時リサイクル率

➤ 収集時リサイクル率($\%$) $= (C+D+E) \div (A+B+C+D+E) \times 100$

④ 最終処分量

➤ 東京たま広域資源循環組合への搬入量(t)

⑤ 温室効果ガス排出量

➤ ごみ・資源の収集・運搬、中間処理、最終処分などにより生じる温室効果ガス排出量を算定する。

(3) 計画改定時モニター指標

① 資源物混入率(組成分析調査による)

➤ 一般廃棄物処理基本計画の見直し及び改定の際に組成分析調査を実施し、資源物の混入量を評価する。

② 市民満足度(市民アンケート調査による)

➤ 一般廃棄物処理基本計画の見直し及び改定の際にアンケート調査を実施し、「ごみの収集」「ごみの減量や処理の情報公開・提供」「ごみの減量や処理の小平市の取り組み」「住んでいる地域の清潔さ」について5点満点で評価する。

第3章 市民・事業者・市の行動

1 三者それぞれの役割

- 循環型社会を築くためには、物が廃棄物となる前の段階から、市民は排出者として、事業者は排出者として、また、物の製造、加工、販売等を行う者として、それぞれの立場においての取り組みが求められる。
- 市は、市内の一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、こうした取り組みが進められるよう、働きかけや支援を行う。(そのために実施する施策は第4章に記す。)

2 市民のあるべき行動

- 3R、とりわけ、廃棄物の発生抑制に関しては、「容易に不用となる物を家庭に持ち込まない。」等の取り組みが必要である。
- 市民は、ごみと資源物の分別の徹底等、適正な処理を心がけることはもとより、一人ひとりが日常生活の中で3Rに取り組むことが求められる。
- 以下、市民のあるべき行動について、列挙して例示する。

(1) 3Rの推進

- 製品等をなるべく長期間使用する。
- 不用品の再活用を図る。
- 商品を購入するときは、再生品等の環境に配慮した商品を選択する。
- ごみを出すときは、資源物をしっかり分別する。
- 集団回収等の市民の自主的な活動に参加し、又は協力する。

(2) 適正処理

- ごみや資源物を排出する際には、決められた分別区分や排出時間など、出し方のルールを守る。
- ごみ集積所の清潔保持や街の美化に努める。

3 事業者のあるべき行動

- 排出者としての事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するほか、3Rの推進や適正処理の確保に関して市の施策に協力することが求められる。
- また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等を通じて3Rの推進につながる取り組みを積極的に行うことが必要である。
- 以下、事業者のあるべき行動について、列挙して例示する。

(1) 3Rの推進

① 排出者として

- 製品等をなるべく長期間使用する。
- 不用品の再活用を図る。
- 商品を購入するときは、再生品等の環境に配慮した商品を選択する。
- 廃棄物を排出するときは、再利用の可能な物の分別を行なう。

② 物の製造、加工、販売等を行う者として

- 長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずる。
- 再生資源等を利用するよう努める。
- 包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努める。
- 再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図る。
- 市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努める。

(2) 適正処理の推進

- 事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物の処理業者に適切に処理させる。
- 少量（1日平均10kg未満）排出事業者が市の収集に排出する際には市指定の有料ごみ処理袋等を使用する。
- 処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理を適正に行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書の作成、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物の保管場所の設置を行う。

第4章 市が実施する施策

1 重点施策

(1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上

循環型社会の形成のためには廃棄物の発生抑制が基本であり、その実現のためには市民の学習や啓発活動によって市民生活の見直しを図ることが必要である。

- 市民の学習、啓発活動の推進を基本としてあらゆる施策を展開する。
- 集団回収事業、クリーンメイトの活動、イベント事業、拠点回収など市民が直接参加する活動についてマンネリ化や停滞を招かないように事業の見直しや啓発活動を強化する。

(2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）

燃えるごみの多くの組成割合を占める生ごみは、発生の抑制と再生利用の推進により、一層の減量が必要である。

- 食物資源循環モデル事業については、順次拡大をしながら引き続き実施し、効果的・効率的な食物資源のリサイクルの手法を検討する。
- 集めた食物資源のリサイクルの手法については、現在の民間施設での堆肥化に加えて、他の実施可能な手法を研究する。
- 事業でできた堆肥は市内の農家や市民菜園で使用するなどの実践を検討する。
- ごみとして多くの未利用食品が出されている実態を踏まえ、これを減らすための普及啓発活動を検討する。

(3) 容器包装プラスチックの資源化推進

現在、資源化対象品目とすることができていない軟質の物も合わせた、全量容器包装プラスチックの資源化は、ごみの減量に向けた大きな課題である。

- 現在、小平・村山・大和衛生組合及び他の構成団体とともに検討を進めている3市共同資源化事業の実現(3市共同資源物処理施設の整備)その他により、軟質の容器包装プラスチックを含めた全量容器包装プラスチックの資源化の早期実現に努める。
- あわせて、発生抑制のための方策として、市民に対しては、購入時に容器包装の少ない商品を選択すること等、スーパー等の小売店に対しては、はかり売りの実施等と呼びかけ、物が不要となる前の消費の段階からの廃棄物減量に取り組む。

(4) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

市民生活や事業活動から日々出される廃棄物を、中断なく、適正に処理を続けることは、環境衛生の維持の面から、自治体としての責務である。

① ごみ中間処理施設

- 小平・村山・大和衛生組合及び他の構成団体と連携して、適切に施設整備(更新)を進める。
- 新たな施設は、全量容器包装プラスチックの資源化などを踏まえた将来ごみ量に応じた適切な規模としつつ、発電等の熱利用の設備を設け、環境へ十分配慮した施設とすることなどを、構成団体として、小平・村山・大和衛生組合に働きかける。
- 整備に当たっては、施設近隣住民の理解を得られるよう、十分に配慮する。

② リサイクル施設

- 資源物についても、中断なく、適正な処理を継続することができるよう、小平・村山・大和衛生組合及び他の構成団体と連携して、3市共同資源物処理施設の整備(ペットボトル・容器包装プラスチック)を進めるほか、市として、リサイクルセンターの施設更新を含めた、その他の資源化品目の処理施設の整備(更新)を進める。
- 整備に当たっては、施設近隣住民の理解を得られるよう、十分に配慮する。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行

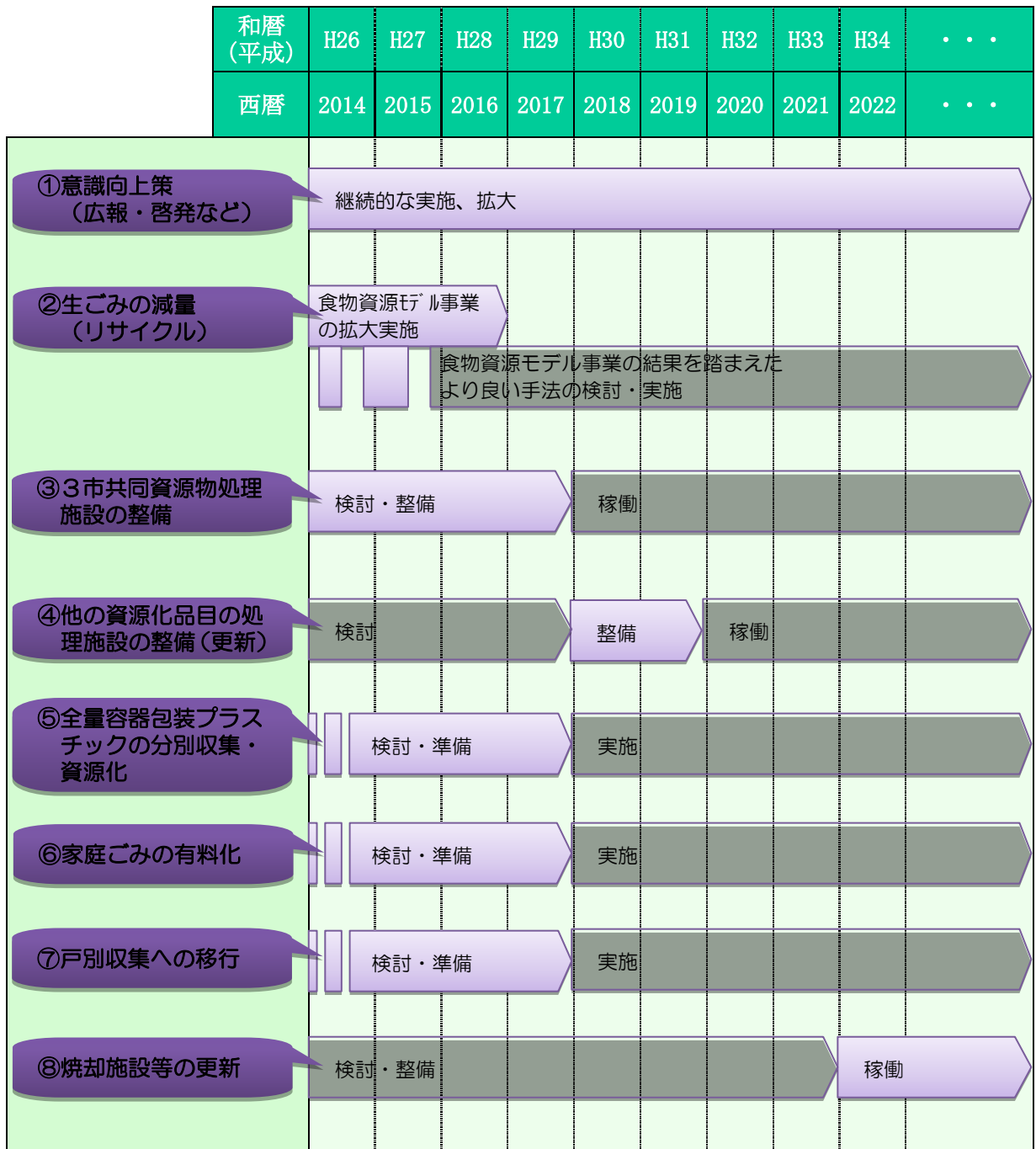
家庭ごみの有料化は、相応の処理費用の負担を求めることによって、市民の廃棄物に対する意識の向上を促すことを第一の目的とし、その結果として、市民による廃棄物の減量、資源物の分別の徹底などの取組み、公平性の確保などを図るものである。
実施にあたっては、市民に処理費用の負担の受容を求めることが最も大きな課題であり、制度面での条件整備や十分な周知等が必要である。

- 家庭ごみの有料化については、「資源物の分別徹底により、ごみ処理費用の負担を軽減できる」ための条件整備が必要であるため、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化とともに実施するものとする。
- ただし、発生抑制は再生利用よりも優先されるべきであることから、資源物についても、ごみより低額な手数料を徴することなどもあわせて検討する。
- さらに、家庭ごみ有料化の実施の際には、排出者責任をより明確にし、ルール違反の出し方を抑止する効果が見込まれる、戸別収集方式への移行を予定する。

2 重点施策実施スケジュール

(1) スケジュール表

重点施策（１） 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上	⇒ ①
重点施策（２） 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）	⇒ ②
重点施策（３） 容器包装プラスチックの資源化推進	⇒ ⑤
重点施策（４） 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備	⇒ ③④⑧
重点施策（５） 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行	⇒ ⑥⑦



(2) スケジュールの考え方

① 意識向上策(広報・啓発など)

- 計画の開始年度より実施(新たな媒体の利用、新たな手法等について検討の上、適宜実施する。)

② 生ごみの減量(リサイクル)

- 平成22年度(2010年度)から継続実施している食物資源循環モデル事業については、当面、平成28年度(2016年度)までの間、毎年度100世帯ずつ対象世帯を拡大しながら、継続する。
- 同事業の実施と結果を踏まえ、より良い手法について検討を進め、食物資源リサイクルの拡大と定着を図る。

③ 3市共同資源物処理施設の整備

- 当初の予定より遅れが生じている3市共同資源物処理施設の整備については、今後、鋭意進めていくが、同施設の稼働は、最短でも平成30年度(2018年度)頃と見込まれる。
- 同施設の整備・稼働は、以下の④から⑧までの施策の実施の前提または密接に関連するものであり、キーポイントとなる。その遅れ等は④から⑧までの施策の実施に連動する。

④ 他の資源化品目の処理施設の整備(更新)

- ペットボトル・容器包装プラスチック以外の資源化品目の処理施設の整備については、リサイクルセンターの施設更新を考える場合、現在のペットボトル・プラスチック容器処理ラインを運転停止(撤去)できる時期が、3市共同資源物処理施設の稼働を待たなくてはならない。
- このため、3市共同資源物処理施設の稼働までは検討期間とし、その稼働の後に、具体的な整備に取り掛かるものとした。

⑤ 全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化

- 現在、プラスチック容器の処理を行っているリサイクルセンターでは、すでに処理能力が限界に達しており、全量容器包装プラスチックの資源化は、3市共同資源物処理施設の稼働を待たなくてはならない。

⑥ 家庭ごみの有料化

- 仮に、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化を実施せず、現状の分別区分のまま、家庭ごみの有料化を実施した場合でも、その効果として見込まれる資源物の分別の徹底により、多量のプラスチック容器が資源物として出されることにより、リサイクルセンターの処理能力を超えることが見込まれる。
- 家庭ごみの有料化については、3市共同資源物処理施設の稼働に合わせて、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化とともに実施することを予定する。

⑦ 戸別収集への移行

- 従前より、戸別収集については家庭ごみ有料化と合わせて実施するものとして捉えてきた。本計画においても、戸別収集の実施は、排出者責任をより明確にする効果があるものとして、家

庭ごみ有料化と合わせて実施することを予定する。

- ▶ なお、実際に移行するに当たっては、収集の安定化のため、若干(半年以内)の先行実施期間を設けることを検討する。

⑧ 焼却施設等の更新

- ▶ ごみ焼却施設の整備には、事前調査等の期間を含め、稼動まで10年程度の期間が必要とされている。
- ▶ ごみ焼却施設の整備に当たっては、施設規模の決定や国の交付金申請の手續上、3市共同資源化事業における3市共同資源物処理施設の整備と粗大ごみ処理施設の更新と合わせて検討することが必要である。
- ▶ 平成33年度(2021年度)での更新を考慮すると、現時点ですでに検討に入るべき時期を過ぎてきているものの、3市共同資源化事業の遅れにより、未だ具体的な検討に入ることができていない。
- ▶ 今後は、3市共同資源化事業の推進とともに、ごみ焼却施設等の更新についても、小平・村山・大和衛生組合の構成団体として努めていく。
- ▶ 表中に記載していないが、粗大ごみ処理施設については、その更新がごみ焼却施設に増しての喫緊の課題となっているが、3市共同資源化事業の遅れにより、未だ具体的な検討に入ることができていないため、この点についても、合わせて検討を進める必要がある。

3 個別施策

(1) 廃棄物の発生抑制 (Reduce) のために

-
-

(2) 再使用の促進 (Reuse) のために

-
-

(3) 再生利用の推進 (Recycle) のために

-
-

(4) 適正処理の維持・向上のために

-
-

第4編 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理状況

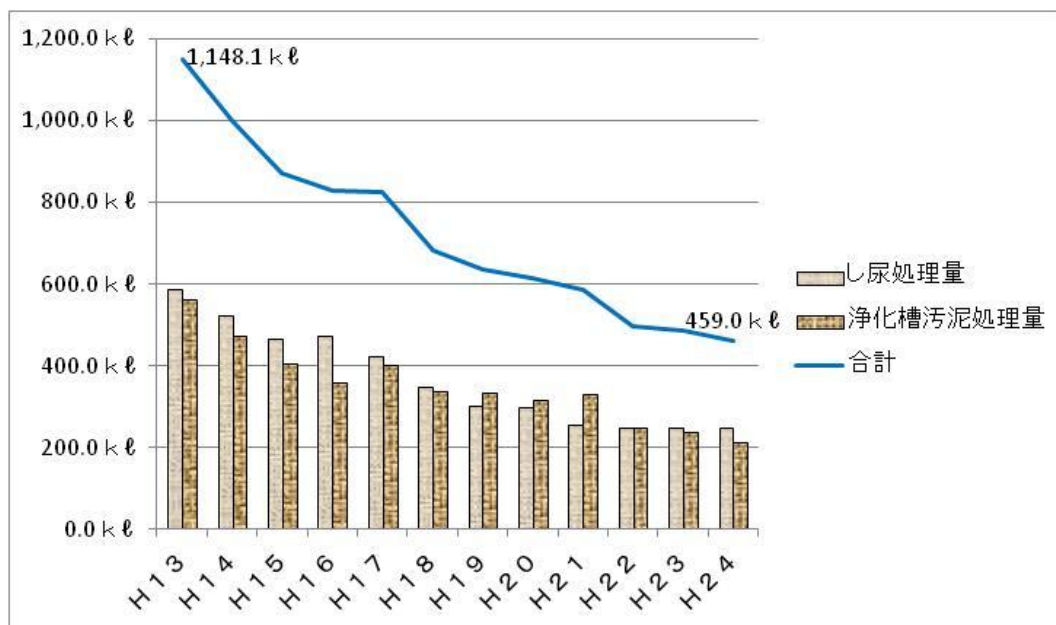
- 市内の公共下水道普及率は100%に達しており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理している。しかし、やむを得ない事情により水洗化できない一般家庭の汲み取り式便所や仮設トイレのし尿、浄化槽の汚泥等については処理を行っている。
- し尿と浄化槽汚泥の処理に関しては、小平市は、昭和40年度(1965年度)にし尿及び汚泥の処理を目的として湖南衛生組合に加入している。
- その後、公共下水道の敷設の進展と共に処理量は減少し、現在では最盛期の2割程度の稼働にまで減少している。
- 一方、施設の老朽化も進んできており、処理量の減少と併せて、効率的な施設運営を図るため、平成20年度(2008年度)に前処理希釈方式による処理能力6kℓ/日の施設に改修した。

名称	湖南衛生組合(湖南処理場)
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
電話番号	(042)561-1551
敷地面積	73,412㎡(約22,200坪)

(2) し尿などの処理量

- 処理量はこれまで減少を続けてきており、平成24年度(2012年度)の処理量は459kℓ(平成14年度(2002年度)997.6kℓ)であった。
- 今後も下水接続に伴いし尿の処理量は減少が見込まれるものの、工事現場やイベント用の仮設トイレについては今後も残存するものと考えられる。

し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移



2 今後の取り組み

- ▶ 公共下水道に未接続の家庭に対しては、引き続き接続を促すとともに、今後も一定規模での残存が見込まれる仮設トイレ等のし尿については、適正に処理することができるよう、収集(汲み取り)とし尿処理の体制を維持する。
- ▶ 現在、湖南衛生組合で進めている「総合整備事業(仮称)」について、同組合を構成する1市として、事業の適切な実現を図る。

第5編 計画の運営管理

(1) 年度ごと

- 前年度の実績をとりまとめ、数値目標及び毎年度モニター指標を算出する。
- 前年度の事業実施状況を確認し、廃棄物対策に関する課題等を検討し、各年度の実施計画策定にあたり、施策に反映させる。
- 事業の実施状況及び数値目標が本計画と大幅に異なった場合やその他大きな状況の変化があった場合等は、計画の見直し等を含めて検討する。
- 上記については、小平市廃棄物減量等推進審議会に報告し、意見を求めるとともに、その結果について公表する。

(2) 計画の見直し時

- 平成29年度(2017年度)には、実施予定事業の実施状況、計画管理指標の推移をはじめ、全体としての計画達成状況を見直した上、計画の見直し(改訂)を行う。
- 計画の見直しに当たっては、原則として、小平市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、その審議を踏まえたうえで改訂する。

PDCAサイクルの枠組み

	毎年度	一般廃棄物処理基本計画改定時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施	左のほか市民の意識・意向(市民アンケート)やごみの組成を調査して実施
点検・評価の主体	担当部署による内部チェックを基本とし、結果について審議会の意見を求める。	担当部署による内部チェックのほか、調査手法や結果については審議会に審議を求める。
点検・評価の項目	<ul style="list-style-type: none"> ●数値目標 市民一人1日あたりごみ・資源物総量(排出物原単位) 市民一人1日あたりごみ量(処理ごみ量原単位) ●毎年度モニター指標 収集ごみ量原単位 持込ごみ量 収集時リサイクル率 最終処分量 温室効果ガス排出量 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記のほか次の項目 資源物混入率(組成分析調査による) 市民満足度(市民アンケート調査による)
見直し・改善の方法	同年度以降の施策実施に反映する。	一般廃棄物処理基本計画に反映する。
情報公開	市ホームページ等を通じて公表する。	市ホームページ等を通じて公表する。

資料編